

占冠村での村道民税申告・確定申告の巡回相談

日 時	場 所
2月17日(金)	10:00～15:00 双珠別住民センター
2月20日(月)	10:00～15:00 占冠地域交流館
2月21日(火)	10:00～15:00 トママコミュニティセンター
2月22日(水)	10:00～15:00 トママコミュニティセンター

※この日程以外は、役場総務課税務担当で随時申告受付、相談を行っています。

役場での受付期限は **令和5年3月14日(火)** です

⚠ 会場内での感染防止策における諸注意

- 入場の際に検温を実施しています。37.5度以上の発熱が認められる方は、原則として入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等体調がすぐれない方は、無理せず来場を控えていただくようお願いいたします。
- マスクを必ずご着用ください。
- 備付けのアルコール消毒液で手指を消毒願います。
- ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください。
- 会場内は、適宜換気をしますので暖かい服装でお越しください。



「オンライン」を活用しましょう

全国では既に85%以上の方が、確定申告会場に来場せずに確定申告しています。新型コロナウイルス感染症対策のためにも、ご自宅等からのe-TAX（電子申告）のご利用をお願いします。



マイナンバーカードやスマホを利用した申告がオススメです！

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税等の申告書等の作成・e-Taxによる送信（提出）ができます。自動計算されるので計算誤りがありません。

所得税の確定申告

検索

富良野税務署からのお知らせ

確定申告会場の混雑を回避するため、入場には「入場整理券」が必要となります。「入場整理券」は、①会場で当日配布もしくは②国税庁LINE公式アカウントで事前発行を行います。なお、配布状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。ご来場の際には、マスクの着用や手指の消毒等にご協力をお願いします。追って、確定申告会場では、スマホをお持ちの方には、スマホにより申告いただいております。

確定申告会場 富良野税務署 2階会議室
開設期間 令和5年2月16日(木)から令和5年3月15日(水)まで
相談受付時間 午前9時から午後4時まで ※土日・祝日を除く

①当日配布
の整理券



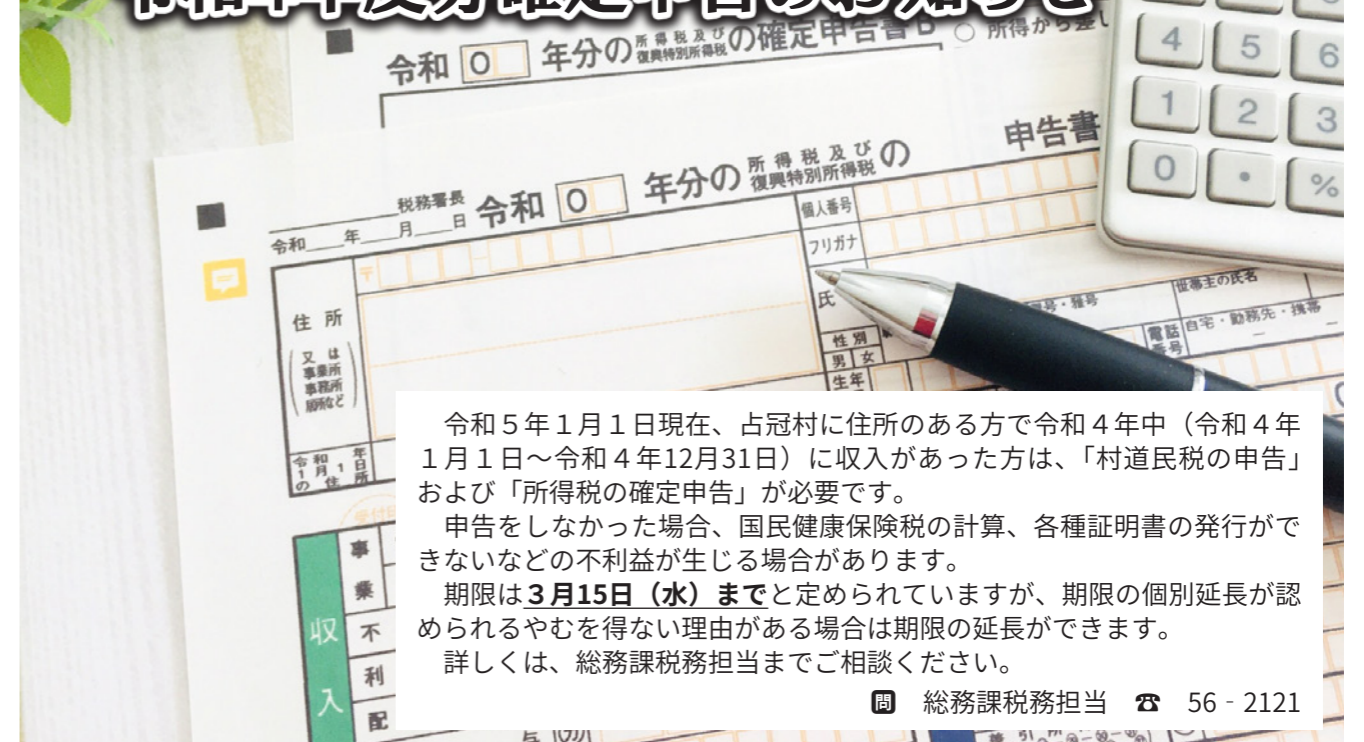
②LINEから事前
発行した整理券



入場には①または②の
いずれかが必要です

税の申告はお早めに！

令和5年度村道民税申告と 令和4年度分確定申告のお知らせ



令和5年1月1日現在、占冠村に住所のある方で令和4年中（令和4年1月1日～令和4年12月31日）に収入があった方は、「村道民税の申告」および「所得税の確定申告」が必要です。

申告をしなかった場合、国民健康保険税の計算、各種証明書の発行ができないなどの不利益が生じる場合があります。

期限は**3月15日(水)**までと定められていますが、期限の個別延長が認められるやむを得ない理由がある場合は期限の延長ができます。

詳しくは、総務課税務担当までご相談ください。

☎ 総務課税務担当 ☎ 56-2121

申告が必要な方

- 事業を営んでいる方や地代、家賃、配当などの所得を有する方
- 土地や建物、その他の資産を売った方
- 給与以外の収入があった方
- 令和4年中に退職された方（再就職し、勤務先で年末調整を終えていれば申告不要）
- 令和4年中の所得が公的年金のみで、社会保険料控除等の所得控除を受ける方
- 国民健康保険加入者（収入がなくても申告が必要）
- 所得や課税等に関する税務証明が必要となる方 など

申告する必要のない方

- 令和4年中の所得が給与のみで、勤務先で年末調整を終えている方
- 税務署に所得税の確定申告書を提出した方 など

申告の際に必要なもの

- 収入を証明する資料（各種源泉徴収票や支払調書など）
- 控除を証明する資料（生命保険・地震保険支払証明書、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の領収書、国民年金控除証明書、医療費の領収書など）
- 所得税が還付される場合は、申告者本人の名義である預貯金等口座番号がわかるもの